

ボランティア活動用 万引き防止パトロールマニュアル



東京万引き防止官民合同会議



目次

はじめに

●「万引き防止パトロール」って何ですか	1
●万引き防止パトロールはいつ・どんなところですか	2
●万引き防止パトロールは何人位ですか	3
●服装はどうするか	4
●携行するものは何ですか	5
●具体的な実施要領	6
① 万引き犯罪を未然に防止するための活動	6
② 地域住民への万引き防止の声かけや防犯指導	7
③ 万引き防止を目的とした青少年等への声かけ	8
④ 万引き多発地域（商店街）や多発店舗等の警戒	9
⑤ 万引きや他の犯罪・事故等を発見した際の警察等への通報	10
⑥ 「万引きゼロの日」の活動要領	11
警察からのお願い	12

はじめに

警視庁では、新たな治安上の課題について総合的な検討を行い、的確な施策の策定と推進に資するため、持続的な犯罪抑止対策の一環として、極めて深刻な万引き問題を捉え、「社会・地域の絆づくり」と「規範意識の向上」を通じて、「犯罪をしない・させない」環境をつくり、真に安全で安心して暮らせる社会を目指すため、小売業界、関係団体等皆様方のご理解、ご協力を得て社会総ぐるみの対策を推進しているところであります。

ご案内のとおり、東京都内における刑法犯認知件数が官民挙げての犯罪抑止総合対策により平成15年以降7年連続減少しているのに対し、万引きの認知件数はここ数年高止まりの状況が続いています。その結果、刑法犯認知件数に占める万引きの認知件数の割合は、平成15年以降著しい増加傾向を示しています。平成21年には約1割となり、この傾向は更に顕著なものとなっています。いわば、都内における犯罪の裾野に万引きが大きく広がってきているのです。

現在、警察、行政、小売店舗、家庭、学校、地域住民、民間ボランティア等社会を挙げた総合的な取り組みとして展開しており、万引き防止に成果を上げているところであります。

このマニュアルは、犯罪の入り口とされる万引きを防止して、犯罪のない安全で平穏な暮らしを守るために、都民の皆様が行われる「万引き防止のための防犯パトロール」を安全に、そして効果的に実施していただく上での参考資料として作成したもので、ご活用いただければ幸いです。

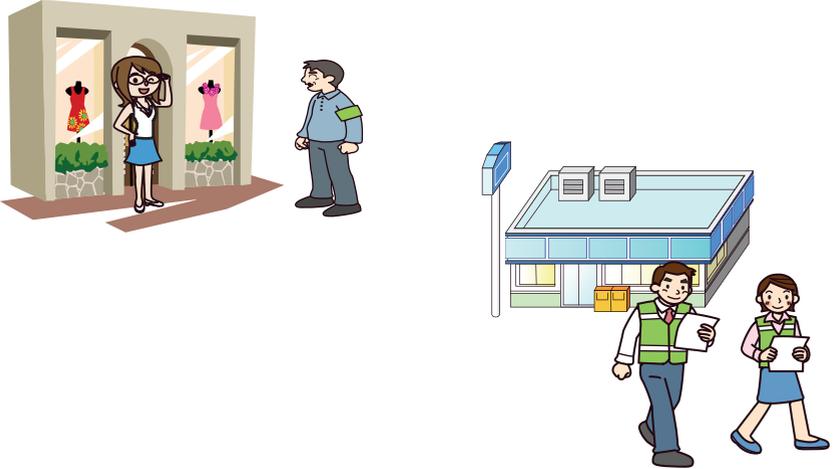


「万引き防止パトロール」って何ですか

万引き犯罪のない「真に安全で安心して暮らせる社会」の実現を目指して、都民の皆様が行う万引き防止パトロールは、

- ① 万引き犯罪を未然に防止するための活動
- ② 地域住民への万引き防止の声かけや防犯指導
- ③ 万引き防止を目的とした青少年等への声かけ
- ④ 万引き多発地域（商店街）や多発店舗等の警戒
- ⑤ 万引きや他の犯罪や事故等を発見した際の警察等への通報
- ⑥ 不審な者等を発見した際の警察への通報
- ⑦ その他小売店舗等と連携した万引き防止活動

等があります。

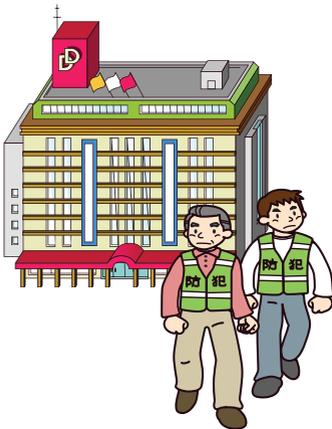


都民の皆様による万引き防止パトロールは、地域住民自らが地域ぐるみで街の安全を見守っているという、万引き犯罪者に対して大きな抑止力がある一方で、警察官が行うパトロールとは大きく違いますので、万引き犯罪や不審者等を発見したときは、絶対に実力行使は行わず、警察に通報してください。

万引き防止パトロールはいつ・どんなところですか

日・時間・場所の選定が大切です。

- 万引き防止パトロールは、万引き犯罪が多発している日、時間帯、場所（地域）を選定し実施してください
 - ※ 万引き被害が多発している地域（商店街）や小売店舗
非行少年等のたまり場や大規模ショッピングモール
繁華街、駅等直結のショッピングセンター
その他、地域に応じて万引きが多発している場所
- 多くの皆さんが参加しやすい日・時間帯・場所（地域）を選定し実施してください
- 大切なことは、一人でも多くの地域の皆さんが参加し、積極的なパトロール活動を実施することです



万引き防止パトロールは何人位ですか

複数で実施することが大切です。

- パトロール中に、危険な事態に巻き込まれる可能性がないとはいえません。絶対に一人（単独）では活動しないでください
 - 必ず複数で実施し、事件・事故を目撃した際、スムーズに対応できるよう通報係・救護係などの役割分担を決めておいて下さい
 - 責任者（リーダー）を必ず指定し、責任者の指揮のもとに集団で行動してください
- ※ 集団から離れたり、一人（単独）での行動は絶対に止めてください



服装はどうするのか

パトロールを実施する際には、昼・夜間を問わず、蛍光色等の目立つ服装で実施してください。

できるだけ、帽子・腕章・たすき等を着用し、統一的な服装が望ましいでしょう。また、靴は、活動しやすい運動靴等を使用しましょう。

- 地域の皆さんにパトロール中であることをアピールし、万引きを行おうとする者や不審者に警告を発することになります
- 店舗内等では、他のお客様との区別ができます
- 皆さん自身を交通事故等から守ることができます



携行するものは何ですか

パトロールに出掛ける時に携行するものは

- 万引きを目撃したり、不審者等を発見した場合に、記録するためのメモ帳と筆記具を携行してください
 - 110番通報等緊急時の連絡のために、携帯電話を携行してください
また、警笛・防犯ブザー等を携行すると便利です
 - 夜間帯に実施する場合は、懐中電灯等の照明器具を必ず携行してください
 - カメラを携行するのも効果的です（個人の撮影等は、問題が生ずる場合がありますので、特に注意する必要があります）
 - つねに忘れてはいけないのは「笑顔」です
- ※ 特殊警棒、催涙スプレーなど凶器となる物の携行はしないでください
(携行することが犯罪となる場合があります)



具体的な実施要領

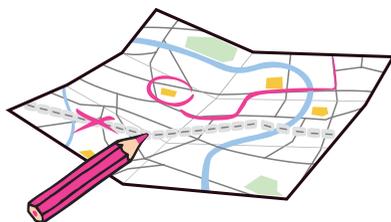
① 万引き犯罪を未然に防止するための活動

皆さんの万引き防止パトロールは、地域の犯罪防止の基盤となるものですから、これを継続して実施することが大切です。

皆さんの姿が頻繁に見えるほど、監視性が強化され、万引きを行おうとする者を寄せつけません。

実施内容等は、地元の警察署や交番等からの地域の万引き犯罪情報を参考にいただき、活動目的に沿った時間や場所（地域）を選定してください。

- 万引き犯罪の防止は、あらゆる機会を捉えた広報啓発が大切です
各種会合等において、警察署等との連携のもと積極的な情報発信をしましょう
- 町会、商店会等での会議、座談会等においては、地域の万引き多発地区や店舗など、相互の情報交換をしましょう
- 地域、小売店舗はもとより、自治体、事業所、学校等教育関係団体との連携のもと地域ぐるみのパトロールをしましょう
- 地図等を活用し、地域の万引き犯罪の実態と対策を検討しましょう
- 地域別（警察署別）万引き防止連絡会との連携を密にし、効果的な万引き対策を実施しましょう



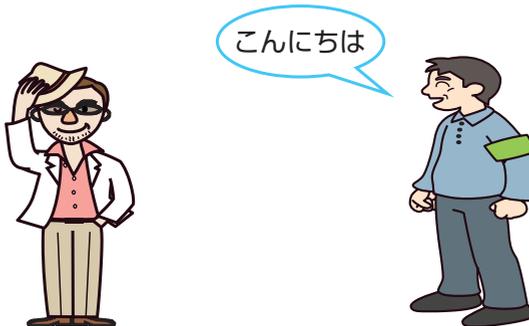
② 地域住民への万引き防止の声かけや防犯指導

犯罪を行おうとする者は、一般的に現場を下見します。その下見の際に、住民や通行人から挨拶されたり、声を掛けられることを嫌います。

犯罪者としては、「見られている。顔を覚えられた」と警戒するからです。

万引きを行おうとする者も同様に、皆様方が地域総ぐるみの万引き対策を実施するなかで、パトロールの際に「万引き防止のたすき」を着装し、活動することは、大きな抑止力となります。つまり、パトロールの際の「声かけ」や「防犯指導」は、最も効果的であります。

- 「万引き防止のたすき」等を着装し、通行人など見知らぬ人に相手の目を見て、積極的に挨拶することが重要です
～ 万引き防止のたすきや腕章が目がいきます ～
- この地域から「万引きを見逃さない」「万引きをなくす」というメッセージを発することにより、地域全体の万引き防止の気運が高まります
～ 地域から犯罪をなくすには
地域社会の気運の高まりが重要です ～
- 万引きに関する「防犯指導」を実施する際は、地元の警察署防犯係と連携し、きめ細かな指導に努めましょう
～ 正しい知識と実態把握で防犯指導を行いましょう ～



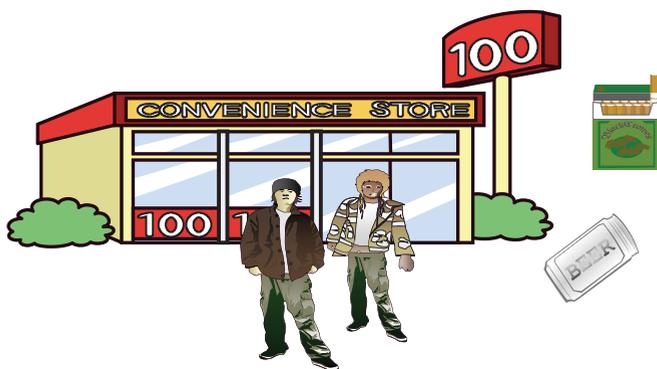
③ 万引き防止を目的とした青少年等への声かけ

青少年に対しては、その少年の健全育成を最大の目標とした「声かけ」を実施しましょう。

ここでも、「万引き防止のたすき」等をして活動していることで、その活動が一目で分かり効果があります。また、次のような行為を見かけたら、積極的に声を掛け注意してください。

その際、少年達が注意を聞かず、不良行為等を止めない場合は、警察に通報してください。

- 少年達が、ショッピングセンター、コンビニ、スーパー等でたむろしているとき
- 少年達が、値札等のついた衣類や大量の化粧品（口紅等）を手にして、会話しているとき
- 少年達が、飲酒や喫煙等の不良行為をしているとき



④ 万引き多発地域（商店街）や多発店舗等の警戒

皆さんの地域には、万引きが多発している商店街や店舗等はありませんか？

地元の警察署や交番等と連携し、地域における万引き犯罪の実態を把握し、地域ぐるみの警戒活動を実施してください。

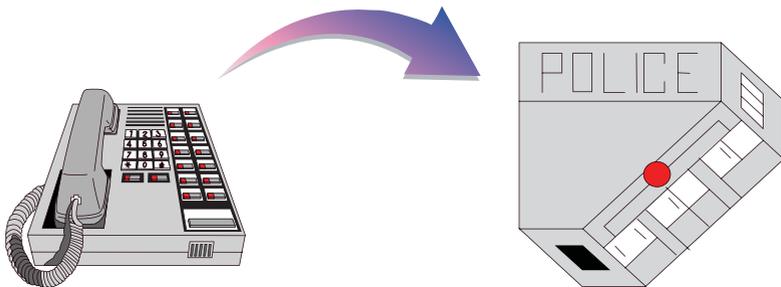
- 万引き犯罪の多発地域や多発店舗を重点的にパトロールしてください
- 店舗周辺や店舗内をパトロールする場合は、店舗責任者(管理者)等と連携の上、実施してください
- 店舗内のパトロールの実施については、特に、店舗責任者(管理者)等と綿密な打ち合わせを行い、お客様等とのトラブル防止に留意してください
- 店舗内では、無用な会話等はさけるとともに、むやみに商品等に見入ったりしないようにしてください
- ショッピングモールや大型ショッピングセンター等のパトロールの実施については、むやみに少人数に区分けしたパトロールを実施せず、概ね5人(管理者等含む)以上のグループで実施してください



⑤ 万引きや他の犯罪・事故等を発見した際の警察等への通報

事件や事故を発見した場合は、積極的に110番通報してください。
そして、目撃した時間、場所、状況等をメモしておいてください。

- 110番通報の際には、慌てることなく係員からの質問に順序よく応えてください
 - 携帯電話からの通報は、110番を直接ダイヤルしてください
 - 公衆電話の場合は、通報ボタンを押し、110番をダイヤルしてください
 - 住居表示がなく、町名番地が分からないときは、
 - ・「交通標識」の支柱に表示してある番号
 - ・「交通信号機」の制御機に表示してある番号
 - ・東京電力の「電柱」に表示してある番号を係員に知らせてください
- ※ 店舗内からの通報は、店舗責任者（管理者）等の指示に従ってください



⑥ 「万引きゼロの日」の活動要領

「万引きゼロの日」は、警察のみならず、行政、小売店舗、家庭、学校、地域住民、民間ボランティア、関係団体等社会を挙げた総合的な取り組みをすることにより、万引きに対する「規範意識の向上」と「社会における絆づくり」等を図り、万引きをさせない社会環境をつくるために、都内で統一的に万引き防止活動を実施する日です。次の活動を効果的に推進しましょう。

- 広報啓発活動を推進しましょう
 - ・「万引きゼロの日」の周知徹底
都民一人ひとりの万引き防止意識の高揚を図るため、町内回覧板、ミニ広報紙等を有効に活用して、「万引きゼロの日」の周知徹底を図りましょう
 - ・キャンペーン等の実施
関係機関、団体等と連携し、「万引きをしない勇気とさせない社会」のキャンペーン等に参加し、万引き防止に向けた広報啓発活動を推進しましょう
- パトロールを強化しましょう
 - ・店舗への立寄りを強化しましょう
 - ・被害防止のための防犯環境の整備に努めましょう
- 各小売店舗と連携した防犯指導をしましょう
 - ・小売店舗と連携した「声かけ」等、具体的な防犯指導を実施しましょう

警察からのお願い

○ 事故等の防止

パトロールは、負傷事故や交通事故等に遭わないように、周囲の状況に十分に注意してください

○ ボランティア保険への加入

皆さんは、事故等に遭わないように、十分に注意してパトロールを実施されると思いますが、思わぬ事故等に遭遇することも考えられますので、是非、ボランティア保険への加入をお勧めします
ボランティア保険につきましては、地元の警察署の防犯係に相談してください



街とともに。人とともに。
FOR MORE COMMUNICATION

けいしちょう

R100

古紙/再生紙配合率100%再生紙を使用しています

